

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 549

平成22年 1月18日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

国際会計基準、早期採用は4%
政府の強制適用の判断待ちが多数

国際会計基準(国際財務報告基準=IFRS)は、企業会計の国際的な共通の物差しである。今、金融庁(企業会計基準委員会)は2011年までに基準を作ることに着手している。IFRS導入は、投資判断の尺度となる会計基準を各国で同一にするよう投資家からの声が高まっていることが背景にある。しかし、10年3月期から国内上場企業の決算開示に使えるようになるIFRS導入の機運は、まだ高まっていない。

東京証券取引所の調査によると、早期に自発的な採用を考えている企業は4%(56社)と低率だったことが分かった。調査は昨年8~9月、東証の上場会社2,332社(外国会社を除く)を対象に実施し、1,416社から回答を得た。

10年3月期からIFRSでの決算開示予定は1社で、55社が「数年以内」と答えた。「自発的な採用はしない」という企業は627社(44%)。「特に検討していない・決めていない」は721社(51%)で、2つを合わせると90%を超える。金融庁は12年にIFRSを上場企業に強制適用するかどうかを判断する予定だが、その判断待ちという姿勢が目立った調査結果だった。

調査では実務的な調査研究を始めている企業は875社(62%)あった。グローバル化する大企業ほど対応を検討しており、戦略の見直しを行っている兆しが見て取れるが、中小・中堅の対応は鈍い。「採用後の決算実務負担」(システム対応や人材不足=78%)がネックでもある。

税務会計

所得課税は「所得控除から手当へ」
年少扶養親族に係る扶養控除廃止

4年ぶりの増税となる2010年度税制改正だが、その中心は個人所得課税における諸控除の見直しだ。

新政権における個人所得課税改革の方向性は、所得再分配機能を回復し、「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進める」ことにある。現行の所得税控除制度は、同額の所得を収入から控除した場合、適用される限界税率が低所得者よりも高い高所得者の方が、実質的な軽減額が大きくなる。

新政権は、子どもの養育を社会全体で支援するとの観点から、中学卒業まで月2万6,000円(2010年度は半額)を支給する子ども手当の創設と高校授業料の無償化を実施する。これらの財源を所得控除の廃止・縮小で増える所得税収で賄う考えだ。

まず、0歳から15歳までの年少扶養親族に係る扶養控除(所得税38万円、個人住民税33万円)を、所得税は2011年1月から、住民税は2012年6月から廃止する。

次に、16歳から22歳までの特定扶養親族に係る扶養控除(所得税63万円、個人住民税45万円)については、今年4月から実施予定の高校授業料の実質無償化に伴い、高校生に相当する16歳から18歳に対する控除の上乗せ部分(所得税25万円、個人住民税12万円)を廃止し、所得税は38万円、個人住民税は33万円に減額する。この見直しも上記と同様、所得税は2011年1月から、住民税は2012年6月からの適用となる。

今週のキーワード

国際会計基準

ロンドンにある国際会計基準審議会が定めており、欧州を中心に世界100カ国以上で導入されている。主要国ではアメリカ、日本だけが未導入。主な日本基準との違いは、新たに包括利益という項目が加わり、のれん代償却は不要、など。同審議会での草案では、株式の「益出し」や保有株配当金の利益計上は認めない方針を打ち出している。現状日本では「財務、経理部門はここ数年変更や義務化に追われ、特に中小・中堅は作業できないのが実情ではないか」と専門筋は見る。